薬 第 1555-4 号 平成29年12月19日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物 の指定について(通知)

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例(平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。)により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、平成29年12月19日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会(組合)員に周知いただきますようお願いします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- - 【通称名】ACBL(N)—018
- (2) 1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン及びその塩類

【通称名】 4—EA—NBOMe

- (3) 2-[(4-ブロモー2, 5-ジメトキシフェネチルアミノ) メチル] フェノール及びその塩類
 - 【通称名】25B—NBOH、2C—B—NBOH、NBOH—2C—B

(4)(1)から(3)までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

平成 29 年 12 月 20 日

大阪府健康医療部

薬務課麻薬毒劇物グループ

TEL: 06-6941-9078 (直通)

FAX: 06-6944-6701